

神戸市就学・教育支援委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 特別な教育的支援が必要な就学予定児及び学齢児童生徒（就園予定児も含む。以下、「学」又は「校」とある場合は幼稚園及び義務教育学校を含み、「児童生徒」とある場合は幼稚園児を含む。）について、特性に応じて適切な教育を受けられるよう、教育委員会が就学・教育についての的確に判断・指導するために必要な助言を行うこと、及び特別支援教育に関する専門的な意見を述べることを目的とし、神戸市就学・教育支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項についての役割を担う。

- (1) 特別支援教育に関する専門的な助言・意見。
- (2) 障害の種類や程度に応じた適切な就学先決定に関しての助言。
- (3) 就学後の学校及び学びの場の変更等についての助言。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会事務局が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 言語聴覚士

(オブザーバー)

第4条 委員会には、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、神戸市立学校の学校長とし、意見を求められた場合、教育職員としての見識をもとに発言することができる。

(部 会)

第5条 委員会に部会を置くことができる。

(任 期)

第6条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(守秘義務及び個人情報保護義務)

第7条 委員、オブザーバーは、職務上知り得た秘密を漏らし、または職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、もしくは不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(協力の要請)

第8条 委員会は、運営上必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、教育委員会事務局が定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

なお、本要綱に基づいて、「神戸市就学支援委員会開催要綱」は廃止する。